

第 8 章	裁判所	名前:	日 付	No.02

[問題 1]

裁判が内閣や国会の干渉を受けないように、裁判官は良心と憲法および法律のみにしたがって裁判を行うという原則を、何の独立というか。

[解答欄]

司法権の独立

[解説]

【司法権の独立】

良心に従い独立してその職権を行ない、
この憲法および法律にのみ拘束される

公正な裁判を行うためには、裁判所が国会や内閣など他の権力からの圧力や干渉を受けないことが必要である。これを司法権の独立という。憲法76条3項は「すべて裁判官はその良心に従い独立してその職権を行ない、この憲法および法律にのみ拘束される。」と定めている。

司法権の独立についてよく例に挙げられるのは、明治時代の大津事件(1891年)である。

これは、来日中のロシア皇太子が滋賀県大津で警備にあたっていた一人の巡査に刀で切られて負傷した事件である。この事件は明治政府に大きな衝撃を与えた。当時南下政策をとっていた大国ロシアを刺激することに恐怖を覚えた政府は、犯人の巡査に死刑判決を下すよう大審院(現在の最高裁判所にあたる)に申し入れをしてきた。

これに対し、大審院院長児島惟謙は司法の独立に対する不当な干渉であるとしてこれを退け、無期懲役の判決を下した。

[問題 2]

次の憲法の条文を読み、下の各問いに答えなさい。

「すべて(①)権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する」

(第 76 条 1 項)

「すべて裁判官は、その(②)に従い(④)してその職権を行い、この憲法及び(③)にのみ拘束される」(第 76 条 3 項)

(1) 上の憲法の条文の①～③にあてはまる語句を漢字で答えなさい。

(2) 上の憲法の条文の④にあてはまる語句を次から選びなさい。

〔協力 指揮 独立 連帯〕

[解答欄]

(1)①司法	②良心	③法律	(2) 独立
--------	-----	-----	--------

[解説]

憲法76条第3項は「すべて裁判官はその良心に従い独立してその職権を行ない、この憲法および法律にのみ拘束される。」と定めている。

「良心」とは「憲法や法に従って公正な裁判を行う」裁判官としての良心である。

司法権の独立は、①他の国家機関からの裁判所の独立、②実際に裁判を担当する裁判官の職権の独立という2つの意味をもっている。①についてよく例に挙げられるのは、明治時代の天津事件(1891年)である。

司法権の独立の②については、「平賀書簡事件」という例がある。ある裁判を行っていた裁判官に、その裁判所の所長がアドバイスとして「書簡」を送ったもので、そこにはこういう判決をしたほうがいいということまで書かれてあった。この所長の行為は「裁判官の独立」を侵す憲法違反行為であるとされ問題になった事件である。

[問題 3]

a 裁判所は国会や内閣などの外部の干渉によって裁判がゆがめられないように、裁判官は(①)と法律に従うほかは、自らの(②)にしたがって裁判を行うという原則がある。そのため裁判官の身分は強く保障されており、心身の故障と国会が設けた(③)における裁判以外では罷免されない。また、b 裁判所は法律や国の行為が憲法に違反していないかどうかを判断する権限をもっている。

(1) 文中の()にあてはまる語句を答えなさい。

(2) 下線部 a の原則を何といいますか。

(3) 下線部 b の権限を何といいますか。

[解答欄]

(1)①憲法	②良心	③弾劾裁判所	(2) 司法権の独立
(3) 違憲審査権			

[解説]

司法権の独立を確かなものにするため、裁判官の身分は保障されており、国会が行う弾劾裁判、心身の故障、国民審査以外では罷免されない。

[問題 4]

次の文の①～③に適語を入れよ。

最高裁判所の長たる裁判官は(①)の指名にもとづいて(②)が任命する。

その他の裁判官は(③)が任命する。

[解答欄]

①内閣	②天皇	③内閣
-----	-----	-----

[解説]

【裁判官の選任】

最高裁判所長官←内閣が(指名)・天皇が(任命)

その他の裁判官←内閣が(任命)

最高裁判所長官は内閣が指名し、天皇が任命する。天皇による任命は形式的な国事行為なので、実質的な選任権は内閣にある。最高裁判所のその他の裁判官および下級裁判所の裁判官は内閣が任命する。国民主権との関係でいえば、国民→(選挙)→国会→(指名)→内閣→(指名・任命)→裁判官 と国民の意思は間接の間接にはたらく。なお、内閣は裁判官の指名や任命を行うが、裁判官を罷免する権限はない。これは、司法権の独立からは当然のことである。

[問題 5]

次の説明文中の①、②にあてはまる語句を、それぞれ漢字 2 字で答えよ。

裁判が公平に行われるために、裁判官は自らの良心と憲法および法律のみにしたがって裁判を行わなければならない。また、裁判官の身分は保障されており、国会が設けた(①)裁判、身心の故障、国民が最高裁判所の裁判官に行う国民(②)以外では罷免されない。

[解答欄]

①弾劾	②審査
-----	-----

[解説]

裁判官の独立を確保するために、裁判官の身分は保障されている。①心身の故障、②弾劾裁判、③国民審査の3つの場合以外では罷免されない。

① 心身の故障の場合

② 国会が行う弾劾裁判

国会は、裁判官が非行や法律違反を犯したときに裁判官を弾劾裁判によって罷免することができる。両議院で選ばれた各 7 名(計 14 名)で組織される。戦後、これまでに 7 回開かれ 5 人が罷免されている。

③ 国民審査

裁判官は内閣によって指名または任命されるので、国民主権は、国民→国会→内閣→裁判所と間接的にしか働かない。憲法は、国民主権の立場から、最高裁判所の裁判官がその職に適任かどうか審査する国民審査を行うように定めている。衆議院議員総選挙のときに国民の投票によって審査され、その後は、10 年たってからの総選挙ごとに審査される。投票者の過半数によって、やめさせたいと判断された裁判官は辞めなければならない。(これまで、国民審査によって罷免された例はない)

【裁判官の罷免】

次の3つの場合のみ

心身の故障

弾劾裁判

国民審査(最高裁のみ)

[問題 6]

裁判所にあたえられている、法律・命令・規則などが憲法に違反していないかどうかを判断する権限を何と
いいますか。

[解答欄]

違憲審査権

[解説]

【違憲審査権】

すべての裁判所が「違憲審査権」をもつ
違憲か否かの最終判断は最高裁判所
||
憲法の番人

法律や行政処分が憲法に適合するかどうかを決定する権限を「違憲審査権」という。最高裁判所が違憲審査権を発動して、既存の法律を違憲であるとの判断を下した最初の判例は刑法の尊属殺人の規定であった(1973年)。かつて、刑法には通常の殺人罪のほかに尊属殺人罪というのがあった。殺人罪が「人を殺した者は死刑又は無期もしくは3年以上の懲役に処す」と規定されているのに対し、尊属殺人罪は「自己又は配偶者の直系尊属を殺した者は死刑又は無期に処す」とより厳しい処罰が定められていた(直系尊属とは父母・祖父母などである)。問題になった事件は「栃木実父殺し事件」とよばれるものである。被告の女性(当時29歳)は実父から長年にわたってひどい性的虐待を受け続け、夫婦同然の関係を強いられてきたが、それに耐えかね思いあまって実父を殺害してしまったという事件である。裁判官は、むしろ気の毒なのは被告の女性であると考え、執行猶予のついた判決を出すのが相当と考えたようであるが、尊属殺人は「死刑又は無期」という重罰が規定されているため、そのままでは実刑判決を出さざるを得ない状況であった。最高裁判所は、執行猶予が付けられないほどの重い刑罰のみしか言い渡せない刑法200条の尊属殺人罪の規定は、法の下での平等を定めた憲法14条に違反する(違憲である)として、被告人には通常の殺人罪を適用し懲役2年6月、執行猶予3年を言い渡した。その後、1995年の刑法改正で200条は削除された。

違憲審査権は、国や地方公共団体の行政処分にも及ぶ。例えば、愛媛玉ぐし料訴訟において、最高裁判所は、靖国神社への玉ぐし料を県の公費から支出したのは、憲法20条(信教の自由)と89条違反であるとした。

このように、裁判所の違憲審査権は、立法や行政の行為が憲法に違反しないかどうかをチェックし、憲法が「最高法規」であることを確保する働きをしている。ただし、裁判所の違憲審査は、具体的裁判の中でのみ判断されるものである。国会が制定した法律を裁判の場以外で違憲と判定する権限はもっていない。違憲審査権はすべての裁判所がもっているが、違憲かどうか争われた事件は最高裁まで持ち込まれることが多く、最高裁判所は最終判断を下すことになる。「法令が合憲か違憲かについての最終決定権を持っていることから、最高裁判所は憲法の番人」と呼ばれている。

[問題 7]

最高裁判所は、行政の行為や法律が合憲かを判断する最終的な決定権をもつことから、憲法の何とよばれているか。

[解答欄]

憲法の番人

[問題 8]

次の文の①～③に適語を入れよ。

日本国憲法は、日本のあらゆる法の中の(①)であり、憲法に違反する法律や国の行為などはすべて(②)であるとしている。ただし、裁判所は法律などが合憲かどうかを1つずつ審査するのではなく、具体的な事件の裁判をとおして合憲かどうかを審査する。その最終的な決定権を持つ最高裁判所は「(③)」ともいわれる。

[解答欄]

①最高法規	②無効	③憲法の番人
-------	-----	--------

[問題 9]

最高裁判所が「憲法の番人」と呼ばれるのは、裁判所が持つ何という権限の最終的な権限を持つからか。

[解答欄]

違憲審査権

[問題 10]

裁判所が、法律などが憲法に適合しないと判断した場合、その法律はどうなるか、「効力」という語句を使用して簡単に説明しなさい。

[解答欄]

効力を失う。
